

◆保険料のお支払い方法および減免

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」か「口座振替」を選ぶことができます。（口座振替希望の方は、本人の保険証・口座の通帳と届け印が必要です）

●「年金からのお支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、申請時期により異なります。

●税申請の際の「社会保険料控除」は、支払いする方に適用されます。

※年金からの支払いの場合、支払いいただく本人の社会保険控除の対象になります。

※新型コロナウイルス感染症の影響で廃業・失業により所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料の支払いが困難な方は、保険料の減免を受けられる場合もありますので、詳しくは担当まで問い合わせしてください。

～令和3年度の保険証について～

現在使用の保険証（および認定証）の有効期限が令和3年7月31日をもって満了となるため、8月以降に使用する新しい保険証（および認定証）を7月中に郵送します。

○新しい保険証および認定証の有効期限は、令和4年7月31日までです。

○紛失したときや、汚れたときは再交付しますので申し出てください。

◆ 保険証が新しくなります ※新しい証の色は黄緑色です

◆ 減額認定証も新しくなります ※新しい証の色は橙色です

※減額認定証は、引き続き交付対象に該当する方（区分Ⅰまたは、区分Ⅱ）に送付します。

区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ○世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除 ○老齢福祉年金を受給されている方
区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税者で区分Ⅰに該当しない方

◆ 限度証も新しくなります ※新しい証の色は橙色です

※限度証は、引き続き交付対象に該当する方（現役並みⅠまたは、現役並みⅡ）に送付します。

現役並みⅢの方は、保険証を医療機関に提示するだけ自己負担限度額が適用されます。

現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

重要！

保険証や保険料のお知らせを一つの封筒でまとめて送付しますので、7月中旬に届く封筒を必ず開封し、中に入っている書類を全て取り出して確認してください。

問い合わせ先：町民課 後期高齢・医療給付グループ ☎82-2325